

関所手形を読む 解答

史料 享保十八年（一七三三）正月五日 差上申御関所手形之事

〔林家文書No.3430〕

差上申御関所手形之事

一 此者同行杯四人伊勢参宮之者二

紛無御座候、乍恐 御関所無相違御通シ

被為遊可被下候、仍而御番所御手形如件

享保十八年丑

武州入間郡川越領

秋元但馬守地行所

正月五日

赤尾村

名主 半四郎（印）

箱根御関所

御役人様

【読み下し】

差上げ申す御関所手形の事

一、此の者同行杯四人、伊勢参宮の者に

紛れ御座無く候、恐れ乍ら 御関所相違無く御通し

遊ばせられ下さるべく候、仍て御番所御手形件の如し

享保十八年丑

武州入間郡川越領

秋元但馬守地行所

正月五日

赤尾村

名主 半四郎 (印)

箱根御関所

御役人様